

短期大学認証評価要綱（改定案） 新旧対照表

NO	改定案	現行
1	短期大学認証評価要綱	短期大学 <u>基準協会</u> 認証評価要綱
2	目次 はじめに (略) 1.～9. (略) 10. <u>認証評価を継続するとされた場合の取扱い</u> 11.～15. (略) おわりに (略)	目次 はじめに (略) 1.～9. (略) 10. <u>保留の判定を受けた場合の取扱い</u> 11～15 (略) おわりに (略)
3	はじめに (略) 改めて認識しておきたいのは、短期大学基準協会が設立され、日本私立短期大学協会の全会員校が短期大学基準協会へ加盟したのは、「認証評価」が、当時の答申のいづこにもその片鱗さえ現われていなかった時期であり、短期大学基準協会こそが「評価文化」の育成を短期大学関係者の協力によって真剣に進めようと呼び掛けていた事実です。このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人短期大学基準協会が実施する <u>評価</u> に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。	はじめに (略) 改めて認識しておきたいのは、短期大学基準協会が設立され、日本私立短期大学協会の全会員校が短期大学基準協会へ加盟したのは、「認証評価」が、当時の答申のいづこにもその片鱗さえ現われていなかった時期であり、短期大学基準協会こそが「評価文化」の育成を短期大学関係者の協力によって真剣に進めようと呼び掛けていた事実です。このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人短期大学基準協会が実施する <u>認証評価</u> に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。
4	1. 一般財団法人短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価 本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う <u>機関</u> であり、平成 17 年度から認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。	1. 一般財団法人短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価 本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う <u>認証評価機関</u> であり、平成 17 年度から認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。
5	認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において機関別評価案が作成され、理事会の審議を経て	認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において機関別評価案が作成され、理事会の審議を経て

短期大学認証評価要綱（改定案） 新旧対照表

NO	改定案	現行
	本協会の評価が確定します。評価の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。	本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。
6	<p>ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の認証評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価することを意味します。もちろん、認証評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、他機関の学識経験者の意見も評価に反映されます。したがって、本協会が行う認証評価において、「適格」の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。</p> <p>(略)</p>	<p>ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の認証評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価することを意味します。もちろん、認証評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、他機関の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う認証評価において、「適格」の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。</p> <p>(略)</p>
7	<p>2. 目的と基本方針</p> <p>(略)</p>	<p>2. 目的と基本方針</p> <p>(略)</p>
8	<p>3. 短期大学評価基準</p> <p>短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。平成30年度からは、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目として設定しました。また、「学習成果」を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れました。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。なお、第2評</p>	<p>3. 短期大学評価基準</p> <p>短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。平成30年度からは、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目として設定しました。また、「学習成果」を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れました。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。なお、第2評</p>

短期大学認証評価要綱（改定案） 新旧対照表

NO	改定案	現行
	<p>価期間における<u>選択的評価基準</u>（「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び「地域貢献の取り組みについて」）については、全ての短期大学において積極的な取り組みが求められることから、これらは4基準の中に取り入れることにしました。これらにより、各短期大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。</p>	<p>価期間における<u>選択的評価</u>（「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び「地域貢献の取り組みについて」）については、全ての短期大学において積極的な取り組みが求められることから、これらは4基準の中に取り入れることにしました。これらにより、各短期大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。</p>
9	<p>4. 認証評価の特色</p> <p>(1) 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価</p> <p>評価は、短期大学評価基準の4基準の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について、「<u>適格</u>」又は「<u>不適格</u>」の<u>機関別評価</u>の判定を行います。また、<u>判定とは別に</u>、基準ごとの「<u>三つの意見</u>」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を付し、併せて公表します。この「<u>三つの意見</u>」は、自己点検・評価報告書の書面調査を踏まえた訪問調査のピア・レビューにおいて、評価を受ける短期大学と評価チームの対話によって生成、創造された成果です。したがって、記述の内容は、当該短期大学の主体的な改革・改善を支援するものとなっています。</p>	<p>4. 認証評価の特色</p> <p>(1) 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価</p> <p>評価は、短期大学評価基準の4基準の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について、「<u>適格</u>」、「<u>不適格</u>」又は「<u>保留</u>」の<u>機関別評価結果</u>の判定を行います。また、<u>その判定とは別に</u>、基準ごとの「<u>三つの意見</u>」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を付し、併せて公表します。この「<u>三つの意見</u>」は、自己点検・評価報告書の書面調査を踏まえた訪問調査のピア・レビューにおいて、評価を受ける短期大学と評価チームの対話によって生成、創造された成果です。したがって、記述の内容は、当該短期大学の主体的な改革・改善を支援するものとなっています。</p>
10	<p>(2) ピア・レビュー (略)</p>	<p>(2) ピア・レビュー (略)</p>
11	<p>(3) 自己点検・評価に基づく評価</p> <p>評価は、自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としています。短期大学は、評価を受ける際に、短期大学評価基準に基づき、自己点検・評価報告書を作成します。この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始しますが、評価の過程で何より重要なことは、自己点検・評価報告書への誠実な記述です。各短期大学においては、<u>評価校マニュアル</u>に従って、短期大学のありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求められます。</p>	<p>(3) 自己点検・評価に基づく評価</p> <p>評価は、自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としています。短期大学は、評価を受ける際に、短期大学評価基準に基づき、自己点検・評価報告書を作成します。この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始しますが、評価の過程で何より重要なことは、自己点検・評価報告書への誠実な記述です。各短期大学においては、<u>自己点検・評価報告書作成マニュアル</u>（以下「<u>報告書作成マニュアル</u>」という。）に従って、短期大学のありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求めら</p>

短期大学認証評価要綱（改定案） 新旧対照表

NO	改定案	現行
		れます。
12	(4) ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者) の配置・育成 (略)	(4) ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者) の配置・育成 (略)
13	<p>5. 認証評価の実施体制</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による評価委員会を置き、評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1チーム4名程度）を、評価を受ける短期大学ごとに編成します。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成するために、評価委員会の下に複数の分科会を置きます。なお、財的資源の評価については財務部会を置き、分科会と連携して評価に当たります。</p> <p>また、「認証評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置き、評価委員会が示す機関別評価案に対する当該短期大学からの異議申立てについて審査を行い、その結果を理事会に報告することにしてあります。</p>	<p>5. 認証評価の実施体制</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による評価委員会を置き、評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1チーム4名程度）を、評価を受ける短期大学ごとに編成します。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成するために、評価委員会の下に複数の分科会を置きます。なお、財的資源の評価については<u>上記分科会とは別に</u>財務部会を置き、分科会と連携して評価に当たります。</p> <p>また、「認証評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を置き、評価委員会が示す機関別評価案に対する当該短期大学からの異議申立てについて審査を行い、その結果を理事会に報告することにしてあります。</p>
14	一般財団法人短期大学基準協会の組織 (略)	一般財団法人短期大学基準協会の組織 (略)
15	(2) 評価員候補者の登録と評価員の研修 (略)	(2) 評価員候補者の登録と評価員の研修 (略)
16	評価員候補者の入学定員規模別推薦人数 (略)	評価員候補者の入学定員規模別推薦人数 (略)
17	<p>6. 認証評価の実施方法</p> <p>(1) 自己点検・評価報告書の作成</p> <p>① 評価を受ける短期大学は、<u>評価校マニュアル</u>に従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻課程等の部門ごとに教育活動等の自己点検・評価を記</p>	<p>6. 認証評価の実施方法</p> <p>(1) 自己点検・評価報告書の作成</p> <p>① 評価を受ける短期大学は、<u>報告書作成マニュアル</u>に従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻課程等の部門ごとに教育活動等の自己点検・評</p>

短期大学認証評価要綱（改定案） 新旧対照表

NO	改定案	現行
	述します。	価を記述します。
18	② この報告書（ <u>評価校</u> マニュアルに記載の提出資料を含む。）は、定められた期日までに各評価員及び本協会に送付します。	② この報告書（ <u>報告書作成</u> マニュアルに記載の提出資料を含む。）は、定められた期日までに各評価員及び本協会に送付します。
19	(2) 各評価員による評価 (略)	(2) 各評価員による評価 (略)
20	(3) 評価チームによる基準別評価 (略)	(3) 評価チームによる基準別評価 (略)
21	(4) 評価委員会による機関別評価 ① 分科会における機関別評価原案の作成 (略)	(4) 評価委員会による機関別評価 ① 分科会における機関別評価原案の作成 (略)
22	② 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について「 <u>適格</u> 」又は「 <u>不適格</u> 」と判定します。	② 評価委員会における機関別評価案の作成 評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。 評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について「 <u>適格</u> 」、「 <u>不適格</u> 」又は「 <u>保留</u> 」と判定します。
23	i (略)	i (略)
24	ii (略)	ii (略)
25	(削 除)	<u>iii 「適格」、「不適格」の判定に至らない場合は、その理由を付して「保留」とします。</u>
26	<u>iii 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見(以下「改善意見」という。)を付すことがあります。</u>	<u>IV 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見、「改善意見」を付すことがあります。</u>
27	③ 機関別評価案の内示 (略)	③ 機関別評価案の内示 (略)
28	(5) 異議申立て等の手続き (略)	(5) 異議申立て等の手続き (略)

短期大学認証評価要綱（改定案） 新旧対照表

NO	改定案	現行
29	(6) 理事会による機関別評価の決定 理事会は、機関別評価案等に基づいて <u>評価</u> を決定します。	(6) 理事会による機関別評価の決定 理事会は、機関別評価案等に基づいて <u>評価結果</u> を決定します。
30	(7) 評価の公平性の確保 (略)	(7) 評価の公平性の確保 (略)
31	7. 異議申立て及び意見申立ての機会 認証評価において、評価の結果は短期大学における教育活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。そのため <u>機関別評価</u> を決定する前に、機関別評価案を当該短期大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立ての機会を設けます。異議申立ては <u>機関別評価の判定及び各基準の判定</u> を対象とし、意見申立てはそれ以外の事項を対象とします。 (略)	7. 異議申立て及び意見申立ての機会 認証評価において、評価の結果は短期大学における教育活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。そのため <u>評価結果</u> を決定する前に、機関別評価案を当該短期大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立ての機会を設けます。異議申立ては <u>機関別評価案の内、機関別評価結果の適否及び各基準の可否の判定</u> を対象とし、意見申立てはそれ以外の事項を対象とします。 (略)
32	8. 認証評価結果の公表 理事会において <u>機関別評価</u> が確定した後、当該短期大学に通知するとともに刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。	8. 認証評価結果の公表 理事会において <u>評価結果</u> が確定した後、当該短期大学に通知するとともに刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。
33	9. 認証評価の申込み及びスケジュール等 ①～③ (略) ④ 機関別評価の決定・通知は、原則として評価の実施年度に行うものとします。 ⑤ 評価の実施年度に提出された資料が十分でない等の理由により、「適格」、「不適格」の判定に至らない場合は、その理由を付して当該評価を継続します。 認証評価のスケジュール (略)	9. 認証評価の申込み及びスケジュール等 ①～③ (略) (新規) (新規) 認証評価のスケジュール (略)
34	10. <u>認証評価を継続するとされた場合の取扱い</u> <u>「適格」、「不適格」の判定に至らず当該評価を継続するとされた短期大学</u>	10. <u>保留の判定を受けた場合の取扱い</u> <u>機関別評価結果が「保留」と判定された短期大学は、本協会が指定する期</u>

短期大学認証評価要綱（改定案） 新旧対照表

NO	改定案	現行
	は、本協会が指定する期日までに、 <u>指定する資料等を提出する</u> 必要があります。	日までに、 <u>所定の手続きに従って再評価を受ける</u> 必要があります。
35	<u>本協会の求めに応じない場合又は評価を継続してもなお「適格」、「不適格」の判定に至らない場合には、「不適格」と判定し、その旨公表します。</u>	<u>再評価において、4基準を満たしている場合には「適格」と判定し、その旨公表します。また、4基準を満たしていない場合又は再評価を受けない場合等には「不適格」と判定し、その旨公表します。</u>
36	11. 適格に改善意見を付された場合の取扱い (略)	11. 適格に改善意見を付された場合の取扱い (略)
37	12. 認証評価結果の再判定 機関別評価結果を「適格」と通知した後に、①4基準を満たさない、②自己点検・評価報告書に虚偽記載がある、③重大な法令違反がある、とのおそれがある場合は、評価委員会において該当事項の調査を行います。調査の結果、該当事項があると認められる場合には、「不適格」と再判定し、その旨を当該短期大学に通知するとともに公表します。	12. 認証評価結果の再判定 機関別評価結果を「適格」と <u>決定・通知</u> した後に、①4基準を満たさない、②自己点検・評価報告書に虚偽記載がある、③重大な法令違反がある、とのおそれがある場合は、評価委員会において該当事項の調査を行います。調査の結果、該当事項があると認められる場合には、 <u>理事会において「不適格」と再判定し、その旨を当該短期大学に通知するとともに公表</u> します。
38	13. 認証評価システムの改善 本協会では各種の委員会等において、評価の目的達成に資するため、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、本要綱、短期大学評価基準及び <u>評価校マニュアル</u> 等の評価システム全体にわたり改善を行います。併せて評価を受けた短期大学をはじめ、評価員、その他の関係者から寄せられた意見等を踏まえ、本協会自らが点検・評価し、毎年評価方法等を見直し整備を図ります。その際には、事前に各短期大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。	13. 認証評価システムの改善 本協会では各種の委員会等において、評価の目的達成に資するため、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、本要綱、短期大学評価基準及び <u>報告書作成マニュアル</u> 等の評価システム全体にわたり改善を行います。併せて評価を受けた短期大学をはじめ、評価員、その他の関係者から寄せられた意見等を踏まえ、本協会自らが点検・評価し、毎年評価方法等を見直し整備を図ります。その際には、事前に各短期大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。
39	14. 認証評価に係る手数料の額等 (1) 認証評価に係る手数料の額 ①～② (略)	14. 認証評価に係る手数料の額等 (1) 認証評価に係る手数料の額 ①～② (略)
40	③ <u>評価を継続する</u> とした場合の追加の手数料の額は、実施する書面、	③ <u>「保留」又は「不適格」の判定により再評価を受ける</u> 場合の手数料

短期大学認証評価要綱（改定案） 新旧対照表

NO	改定案	現行
	<u>訪問調査等に係る実費相当額（消費税別）とします。</u>	<u>の額は次のとおりとします。（消費税別）</u> 会員短期大学 1,300,000 円 非会員短期大学 1,900,000 円
41	(2) 評価員の旅費 (略)	(2) 評価員の旅費 (略)
42	15. 認証評価システムの公表の方法 学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①評価の対象、②大学評価基準及び評価方法、③評価の実施体制、④評価結果の公表の方法、⑤評価の周期、⑥評価に係る手数料の額は、 <u>本要綱等</u> に明記し、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。	15. 認証評価システムの公表の方法 学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①評価の対象、②大学評価基準及び評価方法、③評価の実施体制、④評価結果の公表の方法、⑤評価の周期、⑥評価に係る手数料の額は、 <u>本要綱及び短期大学評価基準</u> に明記し、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。
43	おわりに (略)	おわりに (略)